

◆対象者

昭和54年4月1日以前に生まれた方で、平成29年度にこの助成を受けていない方。

◆検診の受け方

- ①健康福祉課に申し込み、脳検診受診券の交付 を受けてください。
- ②村が脳検診を委託している医療機関等に各自 予約し、受診してください。
- ◆助成額 8,000円

(8,000円を除いた額を医療機関等の窓□で お支払いください。)

- **◆検診期限** 平成31年3月30日(土)
- **◆申込期限** 平成31年2月28日 (木) ★ ★
- ◆申込・問い合わせ先

健康福祉課 ☎345-0253



ヘルプマークを配布します

「ヘルプマーク」は、内部障害や難病など外見からはわかりにくい困難を抱える方々が、周囲の方に配慮が必要なことを知らせ、援助を得やすくするためのストラップで、全国で普及が進んでいます。

村では、内部障害や難病などの方々(障害者手帳の有無は問いません)や高齢者、妊産婦などの援助や配慮が必要な方にヘルプマークを配布しますので、ご利用ください。

- **◆配布開始** 12月3日(月)
- ◆配布窓□ 健康福祉課
- ◆問い合わせ先 健康福祉課

☎345-0253



新型インフルエンザ等対策について

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの感染予防が重要です。

感染経路は通常のインフルエンザと同様で、咳やくしゃみとともに放出されたウイルスを吸い込むことによっておこる場合と、ウイルスが付着したものにふれた後、目や鼻、口などに触れることで、粘膜・結膜などを通じて感染する場合が考えられています。

感染を予防するために日頃から手洗い・咳エチケットを行いましょう。

【手洗い】

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。帰宅時や調理前後、食事前など、こまめに手を洗いましょう。

【咳エチケット】

咳やくしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合は、 ティッシュなどで口と鼻を覆いましょう。

ノロウイルスにご注意を!



○ノロウイルスとは

人の腸管で増殖して、食中毒などの原因となるウイルスです。主な症状は、おう吐、腹痛、下痢、発熱など 風邪に似た症状です。潜伏期間が短くウイルスの種類も多いため、何度も感染しやすいことが特徴です。

○効果的な予防法

手 洗 い 帰宅後、調理前、トイレ後等には必ず手を洗いましょう。 手に付着したウイルスからの感染と、感染拡大の予防になります。

十分な加熱 特にカキやホタテ、アサリなどの二枚貝は、ノロウイルスを含んでいる可能性があるので、中心 部まで十分に加熱しましょう。(85~90℃で90秒以上加熱)

○発症した場合の適切な処理

ノロウイルスは、排泄物 (下痢便やおう吐物) を水拭きしただけでは床や空気中に残り、他の方へ感染する 危険性があります。薄めた塩素系漂白剤を使って処理しましょう。

回復しても、1~4週間程度はウイルスが便に排泄されることがあるので、手洗いを十分に行いましょう。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種対象者の方へ

村では、高齢者肺炎球菌ワクチンを一度も接種していない次の年齢の方を対象に、接種費用の一部を助成しています。

- ◆対 象 者 65歳(昭和28年4月2日~昭和29年4月1日生まれの方)
 - 70歳(昭和23年4月2日~昭和24年4月1日生まれの方)
 - 75歳(昭和18年4月2日~昭和19年4月1日生まれの方)
 - 80歳(昭和13年4月2日~昭和14年4月1日生まれの方)
 - 85歳(昭和8年4月2日~昭和9年4月1日生まれの方)
 - 90歳(昭和3年4月2日~昭和4年4月1日生まれの方)
 - 95歳(大正12年4月2日~大正13年4月1日生まれの方)
 - 100歳(大正7年4月2日~大正8年4月1日生まれの方)
 - ※60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方
- ◆接 種 期 限 平成31年3月30日(土)
- **◆接種医療機関** 村予防接種委託医療機関
- ◆接 種 費 用 自己負担4,000円 (接種費用8,392円のうち4,392円を助成します。)
- ◆接種方法 村予防接種委託医療機関に各自電話予約し、接種してください。
 - ※予診票を紛失した場合は、再交付しますので問い合わせください。
- **◆問い合わせ先** 健康福祉課 ☎345-0253

特定不妊治療費助成事業のお知らせ

村では、特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担軽減を目的に、治療に要する費用の一部助成を行っています。

◆対象者

次の全てを満たす方

- ・治療期間及び申請日において、夫婦のいずれかが村内に住所を有し、居住している方
- ・治療期間の初日において法的に婚姻している方
- ・「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成決定を受けた方
- ・治療期間の初日において妻の年齢が43歳未満である方
- ・平成30年4月1日以後に治療を終える方
- ・他の市町村から特定不妊治療の助成を受けていない方
- ・村税等を滞納していない方

◆助成対象となる治療

宮城県指定医療機関(村及び県ホームページ参照)で行った不妊治療 (医療保険が適応されない体外受精、顕微授精等の特定不妊治療など)

◆助成額

特定不妊治療に要した費用から「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」による助成額を差し引いた額とします。

治療法		1回の治療に対する 助成上限額	初回の治療の場合の 追加助成上限額
特定不妊治療	採卵を伴う	150,000円	150,000円
	採卵を伴わない	75,000円	対象外
男性不妊治療		150,000円	150,000円

◆助成回数

初回治療開始時の妻の年齢が40歳未満は6回、43歳未満は3回 ※通算助成回数には、過去に宮城県及び他の都道府県・市町村から受けた助成回数を含みます。

◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

7 平成30年12月号 №636 平成30年12月号 №636 **6**